

(様式第 2)

KS29-0022343
2018年10月16日

長島志帆

サービス等生産性向上 I T 導入支援事業事務局
事務局長



平成 2 9 年度補正サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金
確定通知書

2018年8月15日 付け KS29-0022343 をもって交付決定した補助事業について平成 2 9 年度補正サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金交付規程第 2 1 条第 2 項の規定により、補助金の額等を下記の通り確定したので通知します。

記

補助金の確定額	金	155,000	円也
補助金交付決定額	金	155,000	円也

- 1 . 補助金の交付を受けようとするときは、本通知を受領した後、本通知の内容についての承認の意思を電磁的方法により事務局に通知しなければならない。
- 2 . 本通知に対して不服があり補助金の交付を辞退しようとする場合は、当該通知日から 1 0 日以内にその旨を、電磁的方法により事務局に提出しなければならない。
- 3 . 事業実績報告を含む事務局へ提出する情報 (電子申請により事務局へ提出される情報も含む) を、 2 0 2 4 年 3 月末日までの間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 4 . 交付規程第 2 4 条に規定するいずれかに該当する場合、交付決定の全部又は一部の取消しとなる。また上記取消しを受けた際、返還すべき金額があるときは交付規程第 2 5 条の規定に基づき当該金額を事務局が指定する期限までに事務局が指定する方法で返還しなければならない。

以上